

第一三回

参第一九号

国会法の一部を改正する法律（案）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 各議院の常任委員会は、その部門に属する議案、請願等を審査する。

各議院の常任委員会は、左に掲げるものの外、各議院の定めるところによる。

- 一 予算委員会
- 二 決算委員会
- 三 議院運営委員会
- 四 懲罰委員会
- 五 図書館運営委員会

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行後各議院の規則で常任委員会の種類を定めるまでは、各議院の常任委員会については、なお、従前の例による。

理 由

各議院に置かれる常任委員会の種類等に関する規定を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。